

東京ベイ e S G プロジェクト 先行プロジェクト 補助金 交付要綱

令和 5 年 6 月 3 0 日付 0 5 政計 プ第 1 2 3 号

令和 6 年 2 月 2 6 日付 0 5 政計 プ第 3 3 4 号

令和 6 年 3 月 2 9 日付 0 5 政計 プ第 3 6 0 号

令和 7 年 3 月 2 8 日付 0 6 政計 プ第 4 7 7 号

(通則)

第 1 条 東京ベイ e S G プロジェクト 先行プロジェクト 補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和 3 7 年 1 2 月 1 1 日 3 7 財主調発第 2 0 号）に定めるもののほか、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京ベイ e S G プロジェクト 先行プロジェクトの各年度（2023 年度以降）における公募要領（以下「公募要領」という。）、に基づき、採択されたプロジェクト実施事業者が行う最先端テクノロジーの社会実装に向けた取組を対象に、当該取組に要する経費を補助することにより、最先端テクノロジーの社会実装を加速させ、「自然」と「便利」が融合する持続可能な都市の実現に繋げていくことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「補助事業」とは、公募要領に基づき、採択されたプロジェクトをいう。
- (2) 「補助事業者」とは、公募要領に基づく、応募者（応募主体者）かつ補助を受ける意思があるものをいう。
- (3) 「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S G プロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。

(補助事業者の要件)

第 4 条 本要綱に基づき実施する補助事業の交付対象となる補助事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に拠点を有していること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- (3) 補助事業の実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、国や他自治体（東京都

の他部署を含む。) から同一の目的、実施内容、及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- (8) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- (9) 東京都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- (10) 税金の滞納をしていないこと。
- (11) 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- (12) 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施する場合には、連携事業者も上記の(1)から(11)のいずれにも該当しないこと。
- (13) 応募主体者もしくは連携事業者にスタートアップ事業者が含まれていること。

2 この補助金は、前項の要件を満たす補助事業者に対して、交付する。

（補助対象経費）

第 5 条 補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の内容及び補助率については、採択事業年度ごとに定める各年度の別表のとおりとする。第 7 条による補助金の交付決定の日から当該年度の末日までに係るものを当該年度の補助対象経費とする。

- 2 補助事業者は、やむを得ない事情等により、第 7 条による交付決定以前に事業を開始する必要がある場合は、別紙「東京ベイ e S G プロジェクト先行プロジェクト補助金事前着手申請に係る取扱いについて」に基づき、様式第 1－2 号による事前着手申請書に必要な書類を添えて知事へ提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助事業者は、知事が定める期日までに、様式第 1 号による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに消費税額として

控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認める場合には、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項により補助金の交付を決定したときは、補助事業に対し、様式第 2 号による補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）をもって、速やかに補助金の交付の決定を通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、交付の決定にあたり、補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第 5 条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

（申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等）

第 8 条 補助事業者は、前条の交付決定後、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から 14 日以内に、様式第 3 号による辞退届を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定するほか、交付申請後、交付の決定前に申請を取り下げようとするときは、遅延なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事は、交付決定後において、特別の事情が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

4 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合に限る。

5 第 3 項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、都に協議のうえ、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

（1）補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助事業を行うため締結した契約の解除等により必要となる経費

6 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第 3 項の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

7 第3項の規定により措置した場合は、速やかにこの決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第9条 補助事業者は、補助事業について複数の補助金を重複して受給することはできない。ただし、東京都、東京都の政策連携団体、国、都道府県、区市町村が実施する他の補助事業等と対象経費を明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助事業の内容又は経費の配分変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第4-1号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業の経費区分の相互間においていずれか低い方の20%を超えて変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ様式第4-2号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項及び第2項の承認にあたっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

4 補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更をしたときは、様式第4-3号による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第5号による遅延（事故）報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令)

第13条 知事は、前条の規定による報告書により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事はその者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は交付決定通知書に記載された補助対象期間が終了したときは、速やかに様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときはその内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付決定に係る補助金交付予定額の範囲内で補助金の額を確定する。ただし、補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

- 2 知事は、第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業者についてこれに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

- 3 前項の命令により補助事業者が必要な処置を講じたときは、前条の規定を準用し、速やかに実績報告書を知事に再提出しなければならない。

- 4 知事は、交付すべき補助金の額を確定したときは、当該補助事業者の様式第7号による補助金額確定通知書をもって通知する。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その一部の経費を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8-1号又は様式第8-2号による補助金請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

- (3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4) 事業所での事業活動の実態がないと認められるとき。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- (8) その他、都が補助事業として、または補助金の交付先として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（補助金の経理）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了後又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日以降、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

（財産の管理及び処分）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械装置、工具器具その他備品をいう。以下「財産」という。）、改良品（試作品）及びその他成果物について、その管理状況を明らかにするものとし、かつ補助事業を完了した年度の翌年度から起算して 6 年を経過する日まで保存しなければならないものとする。また、補助事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、耐用年数が経過していない財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）について、知事が別に定める期日（原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間）までに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄をいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ様式第9号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した財産については、この限りでない。
- 4 知事は、取得財産の処分を承認する場合及び取得財産を処分したことにより収入があった場合は、前項の承認をした補助事業者に対し、補助金に相当する額を限度として、収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

（職員の調査等）

第21条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助事業の公表と成果の発表）

第22条 知事は、補助事業者の名称、テーマ名等を公表することができるものとする。

- 2 知事は、補助事業の進捗状況及び成果を公表し、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第23条 知事は、第17条及び第18条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させなければならない。

- 2 知事は、前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（補助金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第25条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理を行うものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち、連携事業者、その他の第三者の秘密情報（連携事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むが、これらに限定されない。）については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

二 補助事業者は、補助事業の一部を外部の事業者等に行わせる場合には、外部の事業者等にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者、連携事業者又は外部の事業者等の役員又は従業員による情報漏えい行為についても、補助事業者による違反行為とみなす。

三 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。